令和８年４月１日より

１０　生　徒　心　得

１．服装等について

本校指定（ＡタイプまたはＢタイプ）の制服を着用すること。制服は正しく着用し、着崩しや改造等は禁止する。制服には指定のボタンをつけ、科章は左襟につけること。制服の下には、レギュラー襟の白色無地ワイシャツを着用する。Ｂタイプのネクタイは着用自由とするが、入学式・卒業式等の儀式の時及び指定された時には着用すること。

ただし、特別な事情がある場合には配慮する。

⑴　Ａタイプの上着の裾の長さは、裏地のマークが見える状態とする。

⑵　スカート・キュロットスカートの丈の長さは、膝の中心とする。常に、スカート・キュロットスカートの上下のマークが見える状態とする。

⑶　防寒用のベスト、セーターは、本校指定のものとする。それ以外の着用は認めない。

⑷　アンダーシャツは白色を基本とし、派手でないものとする。本校の体育用Ｔシャツをアンダーシャツとして着用することは差し支えない。

⑸　ソックスは、変形靴下の使用は認めない。

⑹　履物は、原則として運動靴、革靴とする。サンダル、クロックス等の着用は認めない。

⑺　ピアス、イヤリング、指輪、マニキュア、化粧品、カラーコンタクト、香水、マスカラ、色付きリップクリーム、ネックレス、ブレスレット等の使用は禁止する。

⑻　眉毛・まつげを加工しない。

⑼　夏季（５月１日から10月31日まで）は制服の上着を着用しなくてもよい。その場合、Ａタイプは白ワイシャツまたは本校指定のポロシャツを着用し、Ｂタイプは指定のベストに白ワイシャツ（ネクタイの着用は自由）または本校指定のポロシャツを着用し、高校生らしい清潔感ある服装とする。移行期間中（５月・10月）は、上着を着用せず指定のセーターで登下校してもよい。

⑽　冬季は制服の上着を着用する。コート等の防寒着の着用は、登下校時のみ認める。必ず上着の上に着用する。華美でないものとする。スカート・キュロットスカート着用時は、黒無地ストッキングの着用を認める。

※制服の追加購入等について

制服等の追加購入や補正・修理については、本校指定の小売店で直接購入、依頼する。その際は、学校で発行された追加購入・補正・修理許可書を持参し、小売店で必要事項を記入・押印したものを、担任を通じて提出すること。また、本校指定のポロシャツは、許可書不要にて直接販売店で購入する。

科章やボタン（前、袖）を欠損した場合は、本校購買部で購入する。

２．頭髪について

社会通念上、他人に不快感を与えない高校生らしい清潔感ある髪型とする。

⑴　髪型は、流行を追うことなく、奇をてらうことがないようにする。

⑵　男子の頭髪は、目、襟、耳にかからないように整髪する。もみあげは耳たぶまでとする。女子の頭髪

は、目にかからないようにし、長い髪は束ねるなどして整髪する。
⑶　パーマ等の加工髪型や脱色・染色は禁止する。
⑷　ヘアーエクステンションの使用を禁止する。

３．礼　儀

⑴　教師、来校者および生徒間の礼儀を正しくすること。
⑵　授業時はもちろん集会などにおいても静粛にし、始業時にはきちんとあいさつすること。

４．所　持　品

⑴　生徒手帳は常に所持すること。
⑵　学習に不必要なもの（ゲーム機等）は学校へ持ってこないこと。
⑶　所持品には学年、組、氏名を明記しておくこと。
⑷　貴重品の保管には特に注意し、部活動の際は顧問の指示に従うこと。
⑸　多額の金銭は持参しないこと。友人間でみだりに金銭の貸借を行わないこと。
⑹　自転車は所定の場所に置き、２つ以上の鍵をかけること。
⑺　学校内で物品を拾得または遺失した時は速やかに学級担任を通じて、生活指導部に届け出ること。

５．校　内　生　活

⑴　学校は学習の場である。快く学習に専念できるよう環境の整理整頓につとめること。
⑵　ホームルームや学校で定めた係はその責任を果たすこと。（週番については別項参照）
⑶　遅刻、早退、欠席、忌引の際は学級担任に届け出ること。（別項参照）
⑷　登校後は授業終了まで外出しないこと。止むを得ない事情で外出するときは学級担任の許可を受けること。（別項参照）
⑸　校舎や校具は大切に取扱い、万一破損した時は直ちに学級担任または係教員に届け出ること。この場合、現品または金銭で弁償させることがある。
⑹　次の場合は事前に部活動顧問、学級担任または係教員の許可を受けること。（別項参照）
イ　部活動その他で教室等を使用するとき。なお、使用後は整理整頓しておくこと。
ロ　休業日に登校して校舎校具運動場等を使用するとき。
ハ　学校内外で金品を集めたり、売買するとき。
ニ　生徒の集会を催すとき。
ホ　学校内外で掲示、陳列、配布等をするとき。

６．校　外　生　活

⑴　本校生徒としての誇りを持ち、品位ある生活態度を保つよう努めること。
⑵　列車、バスの利用者はそれぞれの乗車規則を守り事故のないよう注意すること。
⑶　不慮の事故にあったときは、警察及び学校に連絡する。（学校：029-247-5711）
⑷　公共施設（図書館、公民館、劇場等）に出入するときは規則に従うこと。
⑸　風紀上好ましくない盛り場、飲食店などには出入しないこと。
⑹　夜間外出はなるべく避けること。※県の条例で、午後 11 時から翌午前４時の外出は禁止されている。
⑺　交遊関係には十分注意すること。

７．原付バイク、自動二輪車に関する規定

⑴　自動二輪車（51cc以上）の免許取得・運転（同乗を含む）は禁止する。

⑵　原付バイク（50cc以下または125cc以下で最高出力4.0kW以下（新基準））の免許取得について

イ　免許取得は、１学年の夏休み開始以降とし、免許取得は休業日に限る。

ロ　免許を取得するときは、原付バイク免許取得許可申請書を校長に提出し、許可を受けてから取得する。免許取得後は、原付バイク免許取得届を校長へ提出する。

ハ　免許を取得した者は、原付バイクに乗るときは交通法規をよく守り、家庭においても原付バイク利用は必要最小限にとどめる。（原付バイク（特定小型原動機付自転車を含む）による通学は、原則禁止する。）

⑶　但し、止むを得ない理由で原付バイクを通学で使用する場合は、原付バイク使用誓約書を校長に提出し、保護者来校の上、許可を受けて、自宅から最寄り駅間の原付バイクの使用を許可する。なお、下記条件をいずれも満たす者とする。

イ　学校から自宅までの距離が、半径約16ｋｍ以上とする。

ロ　自宅から最寄り駅までの距離が、半径約６ｋｍ以上とする。

８．四輪車の免許取得に関する規定

⑴　自動車教習所の入所は、第３学年の後期中間①考査最終日（概ね10月中旬）以降とする。

⑵　承認後、注意事項を厳守のうえ通学すること。

⑶　次の手続きを行うこと。

イ　入所許可申請書を保護者連署で校長へ提出し許可証の交付を受ける。

ロ　免許証取得後は、四輪車免許証取得届を校長へ提出する。

⑷　免許証取得後も、卒業まで四輪車運転（同乗を含む）はしない。

９．自転車の使用について

⑴　自転車通学許可申請書を提出し、交付されたステッカーを通学用自転車の後部泥除けに貼る。

⑵　交通法規を遵守すること。二人乗り、並進、右側通行、信号無視、無灯火運転、イヤホン使用運転、携帯電話使用運転、傘差し運転等を厳禁とする。

⑶　自転車保険、ＴＳマーク附帯保険等に加入すること。

⑷　ヘルメットの着用に努めること。

10．アルバイトに関する規定

アルバイトは、１年生の夏休み開始以降、止むを得ない場合にのみ行い、職場の選定には慎重を期すること。

⑴　保護者承認の上、担任を通じて許可申請書を提出し、許可を得てから従事すること。

⑵　許可されたアルバイトが終了したときは、担任に報告すること。

⑶　次のいずれかに該当する場合は、アルバイトを認めない。

イ　高校生にふさわしくない職種

ロ　午後９時以降まで勤務する場合

ハ　宿泊を伴う場合

ニ　バイクを使用する場合

⑷　長期間にわたる場合は、年度初めに改めて許可申請書を提出すること。

⑸　学業に支障が生じないように留意すること。

11．スマートフォン等の使用について

⑴　学校への持ち込みは認めるが、授業中の使用は、許可された場合を除き、禁止する。

⑵　登校後には電源を切るかマナーモードにして保管し、不用意に着信音などが鳴らないよう注意する。

⑶　テストの際には、電源を切ってバックに入れて廊下に出すか、ロッカーに入れて保管する。

⑷　ＬＩＮＥやインスタグラムなどＳＮＳ上に、不適切な書き込みや画像、動画の掲載をしない。

⑸　スマホ依存や、有害サイトなどの被害に遭わないためにも、フィルタリングの設定をする。

⑹　家庭でも話し合いを持ち、ルールやマナーを守って、節度を持って使用する。

12．そ　の　他

⑴　単位取得不能の場合は、原級に留めておくことがある。

⑵　許可、届出、承認を要する項目については、すべて別項に従うこと。

（令和８年４月１日より）